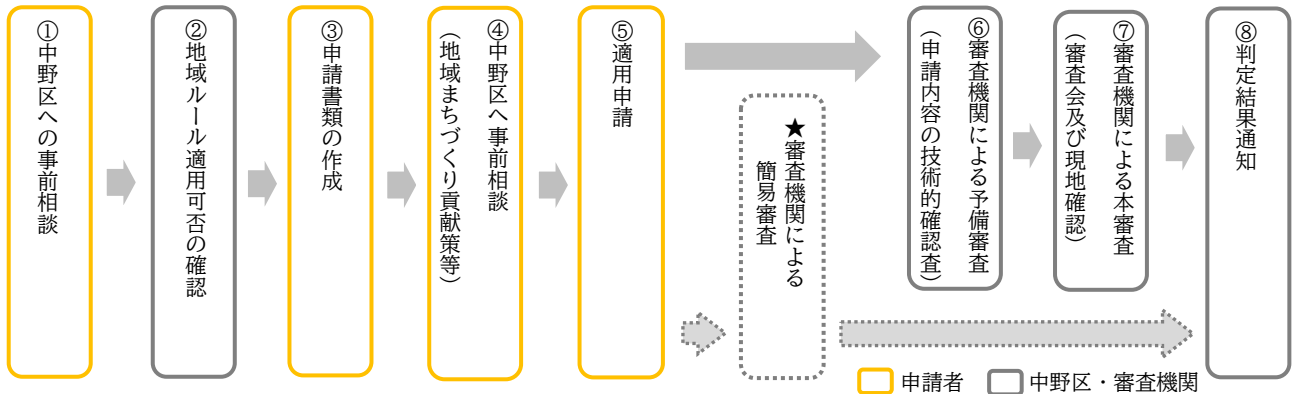


中野駅周辺地区駐車場地域ルール適用申請に関するご案内

■ 適用申請・審査の流れ

〈イメージ〉



※⑤から⑧までにかかる期間は、申請内容により異なりますが、概ね4か月程度です。スケジュールには余裕を持って計画してください。

※⑥予備審査では、本審査の実施前に必要となる要件の過不足について、申請内容の技術的確認を行います。

※⑦本審査では、審査会で申請内容について説明を求められますので、ご同席をお願いします。

※★隔地に関する審査で、附置義務の駐車施設規模が小さい場合等は、簡易審査の対象となる場合があるため、別途、運用組織に相談して下さい。

※地域ルールの内容につきましては、別途「中野駅周辺地区駐車場地域ルール運用指針」をご確認ください。

※建築計画等に変更が発生し、申請内容に変更が生じた場合は、別途変更申請が必要になる場合がございます。

■ 審査手数料及び地域まちづくり貢献協力金

1) 審査に係る手数料

地域ルール適用に伴う審査を実施するための費用として、以下の審査手数料を審査機関へお支払いいただきます。

審査手数料（申請1件あたり、消費税別）

（令和7年5月時点）

建物規模 (床面積)	隔地審査			附置義務台数 減免審査		附置義務台数減免 及び隔地の同時審査	
	簡易審査	予備審査	本審査	予備審査	本審査	予備審査	本審査
25,000㎡以上	540,000	340,000	760,000	630,000	1,440,000	740,000	1,820,000
25,000㎡未満 6,000㎡以上	470,000	330,000	740,000	620,000	1,190,000	670,000	1,530,000
6,000㎡未満	430,000	290,000	700,000	580,000	1,020,000	630,000	1,370,000

※適用申請時に予備審査（簡易審査）手数料をお支払い下さい。

※本審査に進んだ場合、予備審査の通知を受けた日以後、速やかに本審査手数料をお支払い下さい。本審査手数料の振り込みが確認でき次第、本審査に移行します。

※審査が開始された以降に申請を取り下げた場合、判定結果適用後に適用を取りやめた場合の、いずれの場合も審査手数料は返還しませんので、あらかじめご了承ください。

変更手数料（申請1件あたり）

（令和7年5月時点）

簡易審査における変更		簡易審査手数料の1/2
予備審査中または予備審査後かつ本審査前における変更		予備審査手数料の1/2
審査会開催前における変更	予備審査の変更が不要	本審査手数料の1/2
	予備審査の変更が必要	予備審査手数料の1/2と本審査手数料の1/2の合計
審査会開催後における変更	予備審査の変更が不要	本審査手数料と同額
	予備審査の変更が必要	予備審査手数料の1/2と本審査手数料の合計

※変更審査手数料は、変更申請時の建物規模（床面積）及び審査の種類に応じた審査手数料となります。

※変更申請内容が大幅に変更される場合は取下げまたは再申請等となる場合がございます。

※附置義務算定台数・隔地先・隔地台数・減免台数の変更、追加なしの場合と、簡易審査において隔地先までのルートが変更なしの場合は、変更手数料は無償となります。

2) 地域まちづくり貢献策の実施

地域ルール適用により附置義務台数を減免する場合には、地域まちづくり貢献策を実施していただきます。地域まちづくり貢献策を、地域貢献協力金（運用組織が管理し、地域の駐車・交通対策の実施費用等に充てるもの）とする場合は、下記の金額とさせていただきます。

なお、都市開発諸制度を活用する開発建築物については、地域貢献協力金による地域まちづくり貢献に加え、地域貢献等の整備も合わせて実施していただきます。

地域まちづくり貢献協力金（附置義務減免台数1台あたり）・・・2,000,000円

〈納付時期〉

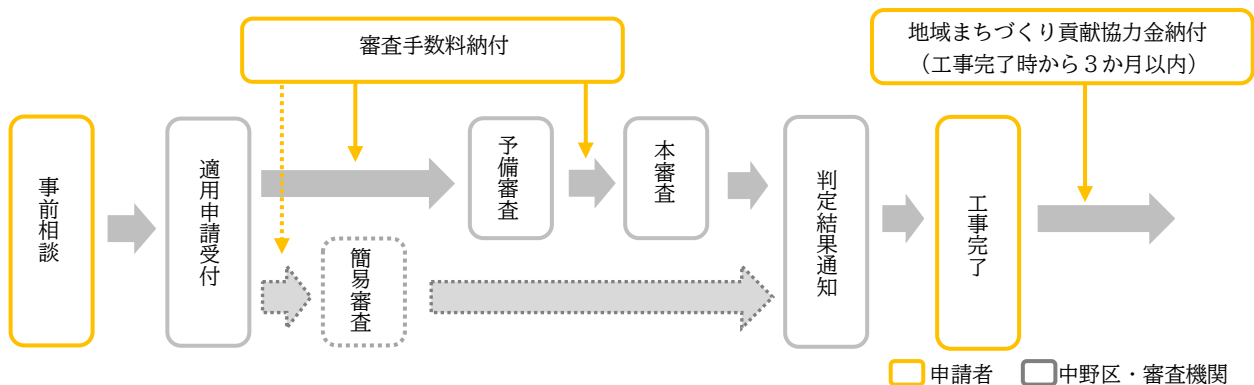
○工事完了時から3か月以内に納付をお願いします。

※一度納付された地域まちづくり貢献協力金は返還しません。

※申請者が申請取下げ届を提出した場合、届出以降に納付予定であった地域まちづくり貢献協力金については、納付義務を負わないものとします。

※附置義務減免台数の変更により地域まちづくり貢献協力金の額が変更された場合には、変更後の地域まちづくり貢献協力金の額を、工事完了時から3か月以内に納付していただきます。

〈審査手数料及び地域まちづくり貢献協力金の納付時期〉



※ 審査手数料については、審査機関が指定する口座へお振り込みをお願いします。

※ 地域まちづくり貢献協力金については、工事完了時から3か月以内に、中野区が指定する方法にて納付をお願いします。

■地域ルール適用後の対応について

中野駅周辺地区駐車場地域ルール第16条に基づき、地域ルールの適用を受けた者は、以下の取り組みを実施していただきます。あらかじめご理解の上、ご協力をお願いします。

駐車実態調査の実施と報告

- ・適用者は、駐車施設の利用実態及び確保状況を確認し、運用組織へ1年毎に報告を行うこと（「地域ルール適用駐車施設の運用状況報告書」の提出）。
- ・駐車施設を隔地で確保している場合、駐車施設が継続して確保されていることが確認出来るように、1年毎に賃貸借契約が継続していることが確認できる書類を提出すること。

■地域ルール適用後の対応について

【中野駅周辺地区駐車場地域ルール運用組織事務局】

事前相談・申請窓口 中野区まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課

〒164-8501 中野区中野 4-11-19

TEL03(3228)8970

fax03(3228)5417

E-mail: ekikeikaku@city.tokyo-nakano.lg.jp